

公 告

多治見市滝呂第1・2配水池に広告看板を設置し、広告掲出事業を実施する広告取扱業者の募集について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年10月31日

多治見市長 高木 貴行

1 入札物件

(1) 事業番号

多広委第5号

(2) 事業名

多治見市滝呂第1・2配水池広告募集取扱業務委託

(3) 契約期間

令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで(5年間)

広告看板設置等の準備期間及び期間満了に伴う原状回復に要する期間も契約期間に含む

(4) 広告掲出場所

滝呂第1・2配水池

(第1配水池：多治見市滝呂町9丁目4番地80

第2配水池：多治見市滝呂町9丁目155番地2)

2 広告掲出の方法・仕様等

広告取扱業者は、広告掲出場所に広告看板を設置するものとし、その仕様及び設置方法は次のとおりとする。

(1) 看板素材(支柱等を含む)は金属とすること

- (2) 施設の出入口を避けるなど支障とならないようにすること
- (3) 看板は原則施設のフェンス等に括り付けて固定すること
- (4) その他の方法で看板設置を希望する場合は、施設管理者と協議のうえ承認を得て実施すること
- (5) 強風等で破損することがないように強固に固定すること
- (6) その他、広告看板の設置について市の指示に従うこと

3 広告取扱業者の業務

- (1) 広告主の募集、広告看板の作成、設置、維持管理及び撤去を広告取扱業者の負担で行うこと。
- (2) 広告の掲出及び撤去を行うこと。
- (3) 広告の掲出は、多治見市広告掲載取扱要綱に関する要綱及び多治見市上下水道施設に掲載する広告に関する要綱の基準に適合するものとし、後者の要綱中「広告掲載申請書」(別記様式第1号)に広告原案を添えて市に提出し、承認を得ること。
- (4) 多治見市屋外広告物条例(平成21年6月29日条例第21号)を遵守し、広告物を掲出する際には必ず都市政策課による屋外広告物許可を受けること。なお、申請にかかる費用は広告取扱業者の負担とする。
- (5) 故障、広告内容への問い合わせ及び苦情に備え、広告板に連絡先を明記するとともに、広告取扱業者の責任において対応すること。
- (6) 本業務の履行にあたり、第三者に及ぼした損害については、天災地変又は社会的事変等の受注者の責めに帰すことができない場合を除き、受注者がその損害を賠償しなければならない。

4 入札参加資格

- (1) 令和7～9年度多治見市入札参加資格者名簿に登録がある場合、入札公告の日から落札決定までの間において、多治見市指名停止措置要領(平成2年7月31日告示第45号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (2) 令和7～9年度多治見市入札参加資格者名簿に登録がない場合、入札公告の日から落札決定までの間において、多治見市指名停止措置要領（平成2年7月31日告示第45号）別表第2第1号から第5号までに該当する事由で、他市町村において指名停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び市税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。
 - イ 過去2年以内に地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当した者。

5 入札参加申込みの受付

(1) 申込方法

ア 郵送で申し込む場合

(ア) 申込受付期間

令和7年11月1日(土)から11月22日(土)まで 必着

(イ) 送付先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市企画部財政課宛

(ウ) 注意事項

郵送による申込の場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「入札参加申込書等在中」と朱書きするとともに、申込者名を記載し書留、簡易書留又はレターパックプラスにより送付すること。

イ 持参する場合

(ア) 申込受付期間

令和7年11月4日(月)から11月21日(金)まで
土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 本庁舎4F 財政課窓口

(2) 提出書類

ア 広告取扱業者選定に係る一般競争入札参加申請書(第1号様式)

イ 国税及び市税の未納がないことの証明書又はその写し

(発行から3か月以内のもの)

(ア) 国税について

税務署が発行する消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

(イ) 市区町村税について

営業所所在地の市区町村が発行する市区町村税の未納がないことの証明書

(3) 決定の通知

入札参加申込審査の結果、入札参加の可否について一般競争入札参加資格審査結果調書(第2号様式)により申込者に書面で通知する。

(4) その他

ア 電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

イ 提出された書類は原則として返却をしない。

ウ 令和7～9年度多治見市競争入札参加資格者名簿に登録のある業者については、5-(2)-イ及びウで示した各書類の提出は省略可とする。

6 入札による広告取扱業者の決定(郵便入札)

(1) 入札書受付開始日時 令和7年11月24日(月) 午前10時から

(2) 入札書受付終了日時 令和7年12月4日(木) 午後4時まで

(3) 開札日時及び場所 令和7年12月5日(金) 午前9時

(4) 入札書に記入する金額

広告看板面積1㎡あたりの単価に広告看板の面積を乗じた、1年あたりの広告料の総額を記入すること

(5) 提出書類 入札書(封筒に封入したもの)

ア 郵送する場合

(ア) 送付先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市企画部財政課宛

(イ) 注意事項

郵送による場合は、封緘した入札書を封筒に入れ、封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、申込者名を記載し書留、簡易書留又はレターパックプラスにより送付すること。

イ 持参する場合

(ア) 受付時間

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 本庁舎4F財政課窓口

(6) 広告単価に係る最低価格

広告看板面積1㎡あたり年額8,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

(7) 広告看板面積の取り扱い

広告看板の面積に小数点以下の値がある場合、小数点第2位を切上げる。

入札書には小数点第2位を切上げた数値を記載すること。広告看板の面積に小数点第2位以下の値が記載された入札書は無効とする。

(8) 取扱業者の決定

広告単価に係る最低価格以上の額で最も入札価格の高い者を取扱業者として決定する。入札価格は広告看板面積1㎡あたりの単価に広告看板の面積を乗じた価格とし、最も高い広告単価を示した業者が必ずしも落札者となるわけではないので留意すること。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、多治見市郵便入札実施要領第9条に規定するくじにより決定する。

8 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

多治見市契約規則(昭和39年4月1日規則第6号)第11条第3号の規定により入札保証金の納付は免除する。

(2) 契約保証金

多治見市契約規則(昭和39年4月1日規則第6号)第30条第4号の規定により
契約保証金の納付は免除する。

9 入札に係る注意事項

- (1) 入札は、所定の入札書を使用すること。
- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆及びシャープペンシルは使用しないこと。
- (3) 入札書には消費税込みの金額を記載すること。(落札者は入札価格がそのまま契約金額となる)
- (4) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお、金額の訂正はできない。
- (5) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 広告取扱業者選定に係る一般競争入札参加申請書を提出していない者のした入札。
 - イ 入札参加者の資格を有しない者のした入札。
 - ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札。
 - エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札。
 - オ 入札書の入札金額及び氏名(法人にあっては名称及び代表者名)の確認し難いもの、その他主要な事項が確認できないもの。
 - カ 入札書の金額が入札最低価格に達しないもの。
 - キ 虚偽の事実を記載した者のした入札。
 - ク 担当職員の指示に従わなかった者の入札。
 - ケ 記名、押印のない入札書による入札。
- (8) 入札申込者が1者の場合も入札を実施する。
- (9) 入札申込者数の事前公表は行わない。

10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

11 契約書の作成の要否 要

12 暴力団の排除について

(1) 契約の締結

入札公告の日から契約締結の日までの期間において、「多治見市暴力団排除条例」(平成24年9月28日条例第26号)又は「多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」(平成22年11月8日告示第200号)(以下「排除条例等」という。)に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、排除条例等に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに多治見市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

13 広告料の納入方法

市が発行する納入通知書で指定された日までに納入すること。

14 問い合わせ先

〒507-8703

住所 多治見市日ノ出町2丁目15番地
多治見市企画部財政課 財政グループ
電話 0572-22-1429 / FAX 0572-25-1289